

別府市上下水道局電子入札立会要領

制定 平成 19 年 12 月 5 日
別府市水道局告示第 41 号

改正 平成 21 年 5 月 18 日
別府市水道局告示第 14 号
令和 2 年 3 月 1 日
別府市水道局告示第 14 号

(趣旨)

- 1 この要領は、別府市上下水道局が行う電子入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 8 第 1 項に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会)

- 2 電子入札に参加した者は、開札の立会ができるものとする。
なお、立会を希望する場合には、入札書提出締切日時までに契約担当者に立会を希望する旨を申し出なければならない。
また、紙入札を行うことが承認された者については、原則として開札に立ち会わなければならないものとする。

(入札者が立ち会わない場合)

- 3 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならないものとする。この場合の当該入札事務に関係のない職員とは、通常は入札事務に関与することのない職員とする。

(立会者の確認)

- 4 立会者は、開札が適正に執行されたかどうかについて確認を行うものとする。

(システムへの署名)

- 5 立会者は、上記 4 の確認後に電子入札システムへ署名を行わなければならないものとする。なお、立会者が複数の場合は、発注者が指名した者（1 名）が署名を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年5月18日別府市水道局告示第14号）

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月1日別府市水道局告示第14号）抄

この要領は、令和2年4月1日から施行する。